

令和4年度「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」実施要領

1 目的

依然として後を絶たない飲酒運転や飲酒に伴う交通事故を根絶するため、飲酒の機会が増え、飲酒運転の増加が懸念される年末年始の時期を捉え、酒類提供業者等の協力のもと、「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」を展開し、飲酒運転をしない、させない環境を醸成する。

2 期間

令和4年12月1日（木）から 令和5年1月31日（火）までの2ヶ月間

3 主催

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

4 協賛団体

山梨県食品衛生協会

山梨県小売酒販組合連合会

山梨県酒造組合

山梨県ワイン酒造組合

5 内容

- (1) 「飲酒運転させない宣言の店」での啓発物品の掲出
- (2) 従業員の接客時において、運転手を事前確認するなど「運転手に酒を提供しない」ための声かけの励行
- (3) 県広報車「ひかり号」による巡回広報活動及び県広報番組「くらしの情報」における広報
- (5) 山梨県ホームページ内に「飲酒運転しない・させないキャンペーン」を掲載